2015 年 10 月 14 日

ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）交渉「大筋合意」に関する談話

日本食品関連産業労働組合総連合会
事務局長　山本　健二

１．10 月 5 日、米国アトランタで開催（9 月 30 日～10 月 5 日）されたＴＰＰ閣僚会議での共同記者会見で、交渉参加 12 か国が「大筋合意」したことを発表した。
　報道によれば今回のＴＰＰ閣僚会議は当初 2 日間の予定であったが、大筋合意に向けた最終局面において、医薬品のバイオ製剤パテント期間、自動車・部品原産地問題、酪農産品市場開放をめぐり関係する二国間で交渉が難航したため 3 日間延長された。そのような中で、日本政府は交渉経過の開示や国民的議論が不十分なまま、大幅な譲歩と合意に向けて“前のめり”の姿勢を貫き大筋合意に至ったことは誠に遺憾である。政府は交渉経過や合意内容について説明責任を尽くすべきである。

２．発表された合意概要でとりわけ衆参農林・水産委員会で決議された重要農産物 5 品目等については、①コメは関税維持で、米豪向けに無関税輸入枠計 7 万 8,400 トン新設、②牛肉は 38.5％の関税を段階的に引き下げて 16 年目以降に 9％、豚肉は高価格の関税（4.3％）は撤廃、低中価格帯の大幅関税、10 年目以降撤廃、③乳製品はＴＰＰ参加国向けにバターなどの低関税輸入枠計 7 万トンを新設、チェダー・ゴーダチーズ等 16 年目以降撤廃、④小麦は国家貿易制度を維持、既存のＷＴＯ枠に加え、米国・豪州・カナダに国別枠を新設（国家貿易・ＳＢＳ方式）、⑤砂糖は糖価調整制度を維持しつつ、高濃度原料糖（98.5％以上 99.3％未満）について無税とし調整金が少額削減となった。また、重要農産物以外の 400 品目ほどの関税が撤廃されるなど、農業・食品関連産業への影響は極めて大きい。その他、米国の自動車の関税（2.5％）は 25 年目に撤廃、バイオ医薬データ保護期間は実質 8 年、著作権保護期間は作者の死後 70 年以上、ＩＳＤＳ条項による企業の進出先政府への訴訟等の合意が伝えられた。

３．フード連合は、この間関係する産別と共に連合や政府・政党に対しＴＰＰは農業や食品産業のみならず非関税障壁（労働・医療・知的財産・環境など）の幅広い分野に影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、懸念される課題についての適切な対応、国会決議で守るべきものとした重要農産物 5 品目、国民的な議論と合意形成、そして適切な情報開示を求めてきた。

４．今後、大筋合意がなされたものの交渉参加国は協定文をまとめ「最終合意」に至るまでに、条約文の確定や国会承認など条約締結に向けた手続きが進められることになる。フード連合は、農業・食品産業分野そして国民生活に及ぼす懸念事項が解決されていない中でＴＰＰ合意を認めるわけにはいかない。「最終合意」までの残された期間、連合や関係する産別と連携して、国民への早急な情報開示や国民的合意形成に向けた対応、そして関係する分野の影響試算の検証とその対策を求めていく。

―以　上―